

証券コード 7949
平成27年6月25日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウオール工業株式会社
代表取締役社長 加 納 裕

第48期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第48期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告の内容および計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第48期剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき30円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線_は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条 [条文省略] 第28条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第35条 [条文省略] 第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条 [現行どおり] 第28条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第35条 [現行どおり] 第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に加納裕氏、牛島覚氏、鈴木裕文氏、本彦義夫氏、万仲秀和氏、山口徹氏の6名が選任され就任いたしました。
なお、山口徹氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

当社の役員体制（平成27年6月25日現在）は、次のとおりであります。

(取締役)

代表取締役社長	加納 裕
取締役	牛島 覚
取締役	鈴木 裕文
取締役	本彦 義夫
取締役	万仲 秀和
取締役	山口 徹

(監査役)

常勤監査役	松本 茂
監査役	宮前 悟
監査役	松木 浩一

(執行役員)

社長執行役員	加納 裕	執行役員	和田 良一
専務執行役員	牛島 覚	執行役員	太田 勝嘉
常務執行役員	鈴木 裕文	執行役員	矢野 親夫
執行役員	本彦 義夫	執行役員	井尻 茂樹
執行役員	万仲 秀和	執行役員	斉藤 隆夫
執行役員	巾下 修二	執行役員	大淵 義昭
執行役員	和田 裕	執行役員	木戸 勇
執行役員	熊田 雅巳	執行役員	桐山 克之

- (注) 1. 取締役 山口徹氏は社外取締役であります。
2. 監査役 宮前悟氏、松木浩一氏は社外監査役であります。

期末配当金のお支払いについて

第48期期末配当金は、同封の「配当金領収証」をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間（平成27年6月26日から平成27年7月31日まで）内にお受け取りください。

なお、銀行口座振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」、株式数比例配分方式ご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上